

沖縄市テニス協会会則

第1条 (名称)

本会は「沖縄市テニス協会」と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は別に定める。

第3条 (目的)

本会は、テニスを通じて会員の親睦を深めること並びに会員のテニス技術・体力の向上及び健康の維持増進を図ることを目的とする。併せて、テニス及びその他の活動等を通じて、沖縄市の活性化に寄与することを目的とする。

第4条 (上部団体への加盟及び近隣団体との連携)

- 1 本会は、沖縄県テニス協会に加盟するものとする。
- 2 本会は、沖縄県内の各市町村テニス協会及び沖縄市体育協会と連携するものとする。

第5条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦向上に関すること。
- (2) テニス大会。
- (3) テニス講習会等テニスの普及、競技力及び体力・健康の向上に関すること。
- (4) 他団体との交流に関すること。
- (5) その他テニスに関する活動並びに本大会及び沖縄市の発展に関すること。

第6条 (会員)

本会は、次の会員で構成する。

- (1) 沖縄市内に住所、本籍又は職場を有する者。
- (2) 沖縄市内のテニスクラブの会員である者。
- (3) 本会の活動に参加する者。
- (4) その他会長が特に認めた者。

第7条 (入会、退会)

本会に入会を希望する者は、別に定める手続きにより申し込むものとする。
退会する場合は、その旨を本会事務所に届け出るものとする。

第8条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第9条 (役員等)

- 1 本会に次の役員を置く。又、役員は兼務できるものとする。
 - (1) 会長 (1名)
 - (2) 副会長 (若干名)
 - (3) 監事 (若干名)
 - (4) 理事 (若干名)
 - (5) 事務局長 (1名)
 - (6) 会計係 (若干名)
 - (7) 顧問 (必要に応じて選任する。若干名)
- 2 会の円滑な運営のため、事務局長補佐(若干名)を置くことができる。
事務局長補佐は、事務局長が指名する。

第10条 (役員任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 (役員選任等)

- 1 役員は理事会で推薦し、総会で承認する。
- 2 理事を除く役員は、原則として、沖縄市に住所又は本籍を有するものとする。
ただし、会長が特に必要と認める場合が、その限りではない。

第12条 (役員職務等)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。また、総会、理事会を開催し、その議長となり理事会で決定された事項を処理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時は、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の業務及び会計を監督する。又、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 理事は理事会に出席し、本会の目的達成に必要な職務を遂行する。
- (5) 事務局長が、本会の運営に必要な事務全般を統括する。
- (6) 会計係は、本会の会計を統括する。

第13条 (総会開催)

- 1 総会は、会長、副会長、理事、事務局長、会計係及び事務局長補佐をもって組織する。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 定期総会は年1回とし、会計年度終了後速やかに開催する。
- 4 会長が必要と認めた時、又は理事の二分の一以上から要請があるときは、臨時総会を開催しなければならない。

第14条 (総会決議)

- 1 総会は、理事の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。出席することができない構成員は委任状を提出することができる。

第15条（総会の承認事項）

1 次の事項は、総会で承認されなければならない。

- (1) 収支決算及び事業報告
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 役員を選任及び承認に関する事。
- (4) 会則の変更に関する事。
- (5) その他本会の活動に係る重要事項

2 本会の活動に関する事項のうち運営上速やかに処理する必要のある事項は、理事会で討議し、結論を得るものとする。

第16条（理事会）

- 1 理事会は、役員及び理事をもって組織する。
- 2 理事会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 4 総会で討議する議案等本会の運営上極めて重要な事項は、予め理事会に諮らなければならない。

第17条（部会）

本会に部会を置くことができる。部会の設置については、理事会で討議し、会長が設置する。

第18条（収入）

本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第19条（連絡）

本会の活動に関する連絡は、主にホームページを利用する。また、必要に応じて電子メールや電話等を利用する。

第20条（雑則及び）

その他本会の活動に必要な事項は、理事会で別に定める。

附則

本会則は、設立日(平成24年4月22日)より施行する。

附則

役員選任後2年を経過した場合、次の総会が開催されるまでの間、役員の任期は延長されるものとする。